

名古屋市高齢者療養サービス事業団

公益事業実施運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「財団法人名古屋市高齢者療養サービス事業団公益事業実施基金設置及び運営に関する規程」(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、事業団の公益事業の適正な実施及び運営を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(運用)

第2条 理事長は、規程第4条の各号に掲げる事業(以下「対象事業」という。)の実施に当たっては、対象事業を実施しようとする事業団以外の実施主体(以下「対象事業者」という。)に対して、助成の申請を受けて、事業の実施に要する経費を助成することができる。

2 前項の助成金の額は、当該事業に要する経費を超えない範囲で年度ごとに1件50万円を限度として理事長が定めるものとする。

3 事業団が実施主体となる事業について必要な事業費は理事長が決定する。

4 基金等の果実を対象事業の経費に充当し、なお残余がある場合は、原則として翌年度に繰越す。

(対象事業の決定)

第3条 理事長は、第2条の事業にかかる事業費を決定しようとするときは、あらかじめ公益事業企画運営委員会(以下「委員会」という。)の審査を経なければならない。

(助成金の申請)

第4条 第2条により助成を受けようとする者は、理事長が定める時期までに、申請書(第1号様式)に事業計画書を添えて申請するものとする。

2 理事長は、前項の申請について助成の決定をしたときは、助成を受けようとする者に交付決定通知書(第2号様式)を交付するものとする。

(申請の制限)

第5条 対象事業であっても、当該対象事業について事業に要する経費の一部もしくは全部について、他から補助金または委託金等を受けているもの、若しくは受ける予定のあるものについては、申請することができない。

2 助成金の交付決定後、前項の事実が判明した場合には交付決定は無効とし、助成金を返還させるものとする。また、交付決定後補助金又は委託金等を受けることとなった場合においても、同様の取り扱いとする。

(助成事業の変更等)

第6条 助成金の交付を受けた者(以下「助成事業者」という。)が、助成事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を得なければならない。

(助成金の使用制限)

第7条 助成事業者は、助成金の使用に当たっては、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげるように努めなければならない。

2 助成金は、助成事業に直接必要な経費に使用しなければならない。ただし、事業運用のため必要と理事長が認めた経費の使用については、その限りでない。

(実績報告)

第8条 助成事業者が、助成事業を完了したときは、速やかに事業実績報告書（第3号様式）及び研究結果等成果物を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、事業団及び助成事業者が実施した対象事業の結果について、毎年度委員会に報告しなければならない。

(助成金の確定)

第9条 理事長は、前条の規定による実績報告の提出を受けた場合においては、その実績報告の審査及び必要に応じて行う調査により、助成を受けた事業の成果が助成金の交付決定の内容等に適合すると認めるときは、助成金の額を確定するとともに、助成事業者に通知し、助成金の精算をさせるものとする。

(研究・調査の発表等)

第10条 助成事業者が助成事業の成果を他に発表等行う場合は、事業団助成による研究、調査である旨を明記するものとする。

(事業状況の調査)

第11条 理事長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、その助成金の経理について調査し、もしくは指導し、または報告を求めることができる。また、事業の状況に関する報告書の提出を求め、又は事業の状況を調査し、若しくは理事長が任命した者に調査をさせることができる。

(事務)

第12条 基金等の管理・運営に係る事務は総務部総務課で取り扱う。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し、必要なことは理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。